

(3) 中学校又は高等学校教諭の上級免許状を取得する方法

ア 中学校教諭一種免許状→中学校教諭専修免許状

中学校教諭一種免許状を有する者が、中学校教諭専修免許状の授与を受けようとする場合（同一教科に限る。）は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。（別表第3）

基礎資格	在職年数及び単位数	最低在職年数	最低修得単位数
	教科又は教職に関する科目		
中学校教諭一種免許状を有する者		3	15

備 考

- 1 最低在職年数とは、中学校教諭一種免許状を取得した後に、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の教員、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。
- 2 最低修得単位数は、中学校教諭一種免許状を取得した後に、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

イ 中学校教諭二種免許状→中学校教諭一種免許状

中学校教諭二種免許状を有する者が、中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合（同一教科に限る。）は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。（別表第3）

在職年数及び単位数	最低在職年数	最低修得単位数							教科又は教職に関する科目	合計
		教科に関する科目	教職に関する科目				計			
			第三欄	第四欄		第六欄		第二欄		
			教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教職実践演習		教職の意義等に関する科目		
基礎資格										
中学校教諭二種免許状を有する者	ア	5	10	4以上	2以上の事項を含み8以上	2以上	2以上	16	4	45
		6	9					15	4	40
		7	8					14	4	35
		8	7	2以上	2以上の事項を含み6単位			12	3	30
		9	6					10	3	25
		10	5	2以上	1以上			8	2	20
	11	4	6			2	15			
	12	3	1以上			5	2	10		
	イ	2以上	3	6	2以上の事項を含み4以上	2以上	10	4	25	
			4	5			9	3	20	
		1以上	5	4	2以上	1以上	7	2	15	
			6	3			5	2	10	

備考

- 基礎資格のイは、「大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者又は大学に2年以上在学及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者」であり、アは、イ以外の者である。
- 在職年数とは、中学校教諭二種免許状を取得した後に、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の教員、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好

な成績で勤務した年数であるが、最低在職年数を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった年数を通算することができる。また、これに加え、専科担任制度により小学校（義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部を含む。）において主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の職にあった期間を通算することができる。

- 3 最低修得単位数は、中学校教諭二種免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 4 「教科に関する科目」は、次ページ以降に示すところにより修得しなければならない。
- 5 「教職に関する科目」に含めることが必要な事項は以下のとおり。最低修得単位数の欄に、「2以上の事項を含み…」と記載されているもの以外は、1以上の事項の単位修得で足りる。

教職に関する科目		各科目に含めることが必要な事項
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法
		各教科の指導法
		道徳の指導法
		特別活動の指導法
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	進路指導の理論及び方法	
第六欄	教職実践演習	
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）
		進路選択に資する各種の機会の提供等

- 6 「教科又は教職に関する科目」は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち、1以上の科目について単位を修得するものとする。
- 7 中学校教諭二種免許状を有し、教育職員に任命（雇用）された日から起算して12年を経過した者で、免許管理者（福岡県教育委員会）から指定を受けた者は、当該12年を経過した日から3年間で、中学校教諭一種免許状を取得しなければならない（取得できない場合、アの者は45単位に、イの者は25単位に、最低修得単位数が復元する。）。

中学校の教科に関する科目及び最低修得単位数（２－１）

教科	教科に関する科目	最低修得単位数						
		3	4	5	6	7	8以上	
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学 書道(書写を中心とする。)	2 科目 以上	3 科目 以上	4 科目 以上	4 科目 以上	4 科目 以上	5 科目 以上	
社会	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」							
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ							
理科	物理学 物理学実験(コンピュータ活用を含む。) 化学 化学実験(コンピュータ活用を含む。) 生物学 生物学実験(コンピュータ活用を含む。) 地学 地学実験(コンピュータ活用を含む。)							
音楽	ソルフェージュ 声乐(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) 指揮法 音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史 (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)							
美術	絵画(映像メディア表現を含む。) 彫刻 デザイン(映像メディア表現を含む。) 工芸 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)							
保健 体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)							
保健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)							3科目以上
技術	木材加工(製図及び実習を含む。) 金属加工(製図及び実習を含む。) 機械(実習を含む。) 電気(実習を含む。) 栽培(実習を含む。) 情報とコンピュータ(実習を含む。)							4 科目 以上

中学校の教科に関する科目及び最低修得単位数（２－２）

教科	教科に関する科目	最低修得単位数					
		3	4	5	6	7	8以上
家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) 被服学(被服製作実習を含む。) 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) 住居学 保育学(実習を含む。)	2 科 目 以 上		3 科 目 以 上		4 科 目 以 上	5 科 目 以 上
職業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」						4 科 目 以 上
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理						3科目以上
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解						4科目以上
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」						3科目以上
備考	<p>1 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。</p> <p>2 「」に表示された教科に関する科目の単位の修得方法は、「」の中から選択して修得することができる。</p>						

ウ 中学校助教諭免許状→中学校教諭二種免許状

中学校助教諭免許状を有する者が、中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合（同一教科に限る。）は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。（別表第3）

在職年数及び 単位数	最低在職年数	最低修得単位数								
		教科に関する科目	教職に関する科目				計	教科又は教職に関する科目	合計	
			第三欄	第四欄		第六欄				第二欄
			教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教職実践演習				教職の意義等に関する科目
基礎資格										
中学校助教諭免許状を有する者	6	10	2以上の事項を含み4以上	2以上の事項を含み8以上	2以上の事項を含み6以上		21	4	45	
	7	9					19	4	40	
	8	8	3以上	6以上	4以上		17	3	35	
	9	7					15	3	30	
	10	6					13	2	25	
	11	5	2以上	3以上			11	2	20	
	12	4					9	1	15	
	13	3	1以上		2以上		6	1	10	

備 考

- 1 在職年数とは、中学校助教諭免許状を取得した後に、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の教員、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数であるが、最低在職年数を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった年数を通算することができる。
- 2 最低修得単位数は、中学校助教諭免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 3 「教科に関する科目」は、次ページ以降に示すところにより修得しなければならない。
- 4 「教職に関する科目」に含めることが必要な事項は以下のとおり。最低修得単位数の欄に、「2以上の事項を含み…」と記載されているもの以外は、1以上の事項の単位修得で足りる。

教職に関する科目		各科目に含めることが必要な事項
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法
		各教科の指導法
		道徳の指導法
		特別活動の指導法
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
第六欄	教職実践演習	進路指導の理論及び方法
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）
		進路選択に資する各種の機会の提供等

- 5 「教科又は教職に関する科目」は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち、1以上の科目について単位を修得するものとする。

中学校の教科に関する科目及び最低修得単位数（2－1）

教科	教科に関する科目	最低修得単位数					
		3	4	5	6	7	8以上
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学 書道(書写を中心とする。)						
社会	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」						
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ						
理科	物理学 物理学実験(コンピュータ活用を含む。) 化学 化学実験(コンピュータ活用を含む。) 生物学 生物学実験(コンピュータ活用を含む。) 地学 地学実験(コンピュータ活用を含む。)						4 科 目 以 上
音楽	ソルフェージュ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) 指揮法 音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史 (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	2 科 目 以 上		3 科 目 以 上			
美術	絵画(映像メディア表現を含む。) 彫刻 デザイン(映像メディア表現を含む。) 工芸 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)						
保健 体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)						
保健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)					3科目以上	
技術	木材加工(製図及び実習を含む。) 金属加工(製図及び実習を含む。) 機械(実習を含む。) 電気(実習を含む。) 栽培(実習を含む。) 情報とコンピュータ(実習を含む。)					4 科 目 以 上	5 科 目 以 上



中学校の教科に関する科目及び最低修得単位数（２－２）

教科	教科に関する科目	最低修得単位数					
		3	4	5	6	7	8以上
家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) 被服学(被服製作実習を含む。) 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) 住居学 保育学(実習を含む。)	2 科目 以上		3 科目 以上	6	7	5 科目 以上
職業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」						4 科目 以上
職業 指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理						3科目以上
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解						4科目以上
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」						3科目以上
備考		<p>1 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。</p> <p>2 「」に表示された教科に関する科目の単位の修得方法は、「」の中から選択して修得することができる。</p>					

エ 中学校教諭特別免許状→中学校教諭専修免許状

中学校教諭特別免許状を有する者が、中学校教諭専修免許状の授与を受けようとする場合（同一教科に限る。）は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。（別表第3）

在職年数及び単位数  基礎資格	最低在職年数	最低修得単位数					
		教職に関する科目			計	教科又は教職に関する科目	合計
		第三欄	第四欄	計			
		教育の基礎理論に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目				
中学校教諭特別免許状を有する者	3	6以上	4以上	10	15	25	

備考

- 1 最低在職年数とは、中学校教諭特別免許状を取得した後に、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の教員、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。
- 2 最低修得単位数は、中学校教諭特別免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。ただし、「教科又は教職に関する科目」は、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
- 3 「教職に関する科目」の各科目に含めることが必要な事項は以下のとおりであるが、1以上の事項の単位取得で足りる。

教職に関する科目		各科目に含めることが必要な事項
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程を含む。)
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
第四欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導の理論及び方法

オ 高等学校教諭一種免許状→高等学校教諭専修免許状

高等学校教諭一種免許状を有する者が、高等学校教諭専修免許状の授与を受けようとする場合（同一教科に限る。）は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。（別表第3）

基礎資格	在職年数及び単位数	最低在職年数	最低修得単位数
	教科又は教職に関する科目		
高等学校教諭一種免許状を有する者		3	15

備 考

- 1 最低在職年数とは、高等学校教諭一種免許状を取得した後に、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の教員、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。
- 2 最低修得単位数は、高等学校教諭一種免許状を取得した後に、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

カ 高等学校助教諭免許状→高等学校教諭一種免許状

高等学校助教諭免許状を有する者が、高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合（同一教科に限る。）は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。（別表第3）

在職年数及び 単位数	最低 在職 年数	最低修得単位数						教科又は 教諭に関 する科目	合計	
		教科に 関する 科目	教諭に関する科目				計			
			第三欄	第四欄		第六欄				第二欄
			教育の基 礎理論に 関する科 目	教育課程 及び指導 法に関する 科目	生徒指導、 教育相談 及び進路 指導等に 関する科 目	教諭実践 演習				教諭の意 義等に関 する科目
基礎資格										
高等学校助教諭免許状を有する者	ア	5	10	次ページの表により履修すること。				12	8	45
		6	9					11	8	40
		7	8					10	7	35
		8	7					9	6	30
		9	6					7	5	25
		10	5					6	4	20
		11	4					5	3	15
		12	3					4	3	10
	イ	5	10	次ページの表により履修すること。				16	8	45
		6	9					15	8	40
		7	8					14	7	35
		8	7					13	6	30
		9	6					11	5	25
		10	5					10	4	20
		11	4					8	3	15
		12	3					4	3	10
	ウ	3	5	次ページの表により履修すること。				11	8	25
		4	4					10	6	20
		5	3					7	5	15
		6	3					4	3	10

備考

- 1 基礎資格のイは、「大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者」であり、ウは、「大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者」であり、アは、イ又はウ以外の者である。
- 2 在職年数とは、高等学校助教諭免許状を取得した後に、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の教員、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数であるが、最低在職年数を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった年数を通算することができる。
- 3 最低修得単位数は、高等学校助教諭免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 4 「教科に関する科目」は、次ページ以降に示すところにより修得しなければならない。
- 5 「教職に関する科目」の単位について、イ又はウの場合で、大学又は高等専門学校において教職に関する科目を修得している場合は、4単位（イの11年…3単位、ウの5年…2単位、イの12年及びウの6年は差し引かない。）を上限として、教職に関する科目の合計単位数から差し引くことができる。
- 6 「教職に関する科目」に含めることが必要な事項は以下のとおり。最低修得単位数の欄に、「2以上の事項を含み…」と記載されているもの以外は、1以上の事項の単位修得で足りる。

科目名	教職に関する科目													
	第三欄			第四欄				第六欄	第二欄					
最低修得単位数	教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目				教職実践演習	教職の意義等に関する科目					
	史及び教育の思想並びに歴史	及び学習の過程を含む。	児童及び児童の発達	幼児及び児童の社会的、制度的又は	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	特別活動の指導法		及び教育の活用を含む。	生徒指導の理論及び方法	及び基礎的な知識を含む。	進路指導の理論及び方法	教職の意義及び教員の役割	身分保障等を含む。
16	2以上の事項を含み4以上			2以上の事項を含み4以上				2以上の事項を含み6以上						
15														
14	3以上			3以上				4以上						
13														
12														
11														
10	2以上			2以上				3以上						
9														
8														
7	1以上			1以上				2以上						
6														
5														
4														

- 7 「教科又は教職に関する科目」は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち、1以上の科目について単位を修得するものとする。

高等学校の教科に関する科目及び最低修得単位数（２－１）

教科	教科に関する科目	最低修得単位数					
		3	4	5	6	7	8以上
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学					3科目以上	
地理 歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌					4 科目 以上	4 科目 以上
公民	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」						
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ					5 科目 以上	5 科目 以上
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」						
音楽	ソルフェージュ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) 指揮法 音楽理論、作曲法(編曲法を含む。 )及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	2 科目 以上		3 科目 以上		4 科目 以上	
美術	絵画(映像メディア表現を含む。) 彫刻 デザイン(映像メディア表現を含む。) 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)					4 科目 以上	4 科目 以上
工芸	図法及び製図 デザイン 工芸制作(プロダクト制作を含む。) 工芸理論、デザイン理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)						
書道	書道(書写を含む。) 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」						
保健 体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)						5 科目 以上

高等学校の教科に関する科目及び最低修得単位数（2－2）

教科	教科に関する科目	最低修得単位数						
		3	4	5	6	7	8以上	
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	2 科 目 以 上				3 科 目 以 上	3科目以上	
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。) 看護実習						3科目以上	4科目以上
家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) 被服学(被服製作実習を含む。) 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) 住居学(製図を含む。) 保育学(実習及び家庭看護を含む。) 家庭電気・機械及び情報処理						4科目以上	6科目以上
情報	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理(実習を含む。) 情報システム(実習を含む。) 情報通信ネットワーク(実習を含む。) マルチメディア表現及び技術(実習を含む。) 情報と職業							
農業	農業の関係科目 職業指導							
工業	工業の関係科目 職業指導							
商業	商業の関係科目 職業指導							
水産	水産の関係科目 職業指導							
商船	商船の関係科目 職業指導							
福祉	社会福祉学(職業指導を含む。) 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。) 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解						3 科 目 以 上	4 科 目 以 上
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理		3科目以上					
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解		4科目以上					
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」		3科目以上					
備考								
1 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。								
2 「」に表示された教科に関する科目の単位の修得方法は、「」の中から選択して修得することができる。								

キ 高等学校教諭特別免許状→高等学校教諭専修免許状

高等学校教諭特別免許状を有する者が、高等学校教諭専修免許状の授与を受けようとする場合（同一教科に限る。）は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。（別表第3）

在職年数及び単位数  基礎資格	最低在職年数	最低修得単位数					
		教職に関する科目			計	教科又は教職に関する科目	合計
		第三欄	第四欄				
		教育の基礎理論に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目				
高等学校教諭特別免許状を有する者	3	6以上	4以上	10	15	25	

備考

- 1 最低在職年数とは、高等学校教諭特別免許状を取得した後に、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の教員、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。
- 2 最低修得単位数は、高等学校教諭特別免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。ただし、「教科又は教職に関する科目」は、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
- 3 「教職に関する科目」の各科目に含めることが必要な事項は以下のとおりであるが、1以上の事項の単位修得で足りる。

教職に関する科目		各科目に含めることが必要な事項
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
第四欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
		生徒指導の理論及び方法
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
		進路指導の理論及び方法